

鴻池スカイランド運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府東部流域下水道事務所（以下「事務所」という。）が下水道の普及啓発を図るため整備した鴻池水みらいセンター（以下「センター」という。）内の鴻池スカイランド（以下「スカイランド」という。）を広く府民の利用に供するにあたり、これの円滑な管理運営を行うために必要な事項を定めるものとする。

(区域及び設置する施設)

第2条 スカイランドの区域及びスカイランド内に設置する施設の名称は、次の各号に掲げる施設とし、別図のとおりとする。

- (1) 運動広場A
- (2) 運動広場B
- (3) ゲートボール場A
- (4) ゲートボール場B
- (5) ゲートボール場C
- (6) ゲートボール場D
- (7) ちびっこ広場
- (8) 散策広場
- (9) バラ園
- (10) コミュニティハウス
- (11) 水辺と芝生の広場

(利用の期日及び時間)

第3条 スカイランドの利用日及び利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、大阪府東部流域下水道事務所長（以下「所長」という。）が特に必要と認める場合は、臨時に利用を中止し、または利用日、もしくは利用時間を変更することができる。

- (1) 利用日は、1月4日から12月28日までとする。
- (2) スカイランドの休日は毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律『昭和23年法律第178号』に規定する休日に当たるときはその翌日）および12月29日から翌年1月3日までとする。
- (3) 利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

(利用申込)

第4条 第2条に掲げる(1)から(6)の施設を団体等（10名以上集合して利用する場合を言う。以下同じ。）で利用しようとする者は、利用申込書（様式1号）により所長に利用の申込を行い、利用受付確認書（様式2号）の交付（以下「確認書の交付」という。）を受けなければならない。

2 前項に定める利用申込書の受付は、利用予定月の前月の第1月曜日とし（当日が閉園日の場合は、その翌開園日）とする。

- 3 前項の受付において、利用申込書は受付先着順で受け、複数の申込みがある場合は原則抽選とする。
- 4 第2項に定める利用申込書の受付及び確認書の交付の場所は、管理事務所（スカイランド）とし、受付時間は、9時から12時とする。
- 5 確認書の交付を受けた者は、当該施設を利用する前に利用受付確認書をスカイランド管理係員に提示しなければならない。
- 6 所長は、確認書の交付を行う際、利用にあたっての条件を付す場合がある。
- 7 スカイランドの団体等利用申込に係る具体的な申込方法はスカイランド利用申込要領によるものとする。

（受付の取消）

第5条 所長は、確認書の交付を受けた者がこの要綱、利用受付確認書に記載する内容もしくは利用にあたっての条件に違反している場合、または違反したことがある場合、その他所長が適切でないと認めた場合は、利用の受付を取り消すことができる。

（利用料）

第6条 スカイランドの利用料は徴収しない。

（利用の制限等）

- 第7条 所長は、センターの運転管理上必要があるとき、または工事その他の理由により、スカイランドの利用に支障があると認められるときは、利用者に対しその利用を制限し、または禁止することができる。
- 2 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の中止もしくは退去、または撤去を命ずることができる。
 - (1) 建物、工作物、設備、立木等を損傷し、もしくは汚損する行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。
 - (2) 公用目的以外のポスター、貼紙、広告等を掲示し、または掲示しようとする者。
 - (3) 承認を得ずに施設または付属設備を損傷する恐れのある、または他の利用者に迷惑をかける恐れのある仮設工作物等を設置し、または設置しようとする者。
 - (4) たき火、花火、バーベキュー等火災予防上危険を伴う行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。
 - (5) 凶器、爆発物、その他の危険物を持ち込み、または持ち込もうとする者。
 - (6) 露天、行商、その他これらに類する行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。
 - (7) スカイランド内に犬、その他の動物を持ち込み、または持ち込もうとする者。但し、介助犬、盲導犬等については除く。
 - (8) 立ち入り禁止区域に立ち入り、または立ち入ろうとする者。
 - (9) 指定された場所以外の場所に自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、その他の人の力によらずに運転する車を乗り入れ、または乗り入れようとする者。但し、電動車椅子等については除く。
 - (10) 野球（硬式・準硬式・軟式）、ソフトボール、ゴルフ（グランドゴルフを除く）等第三者に危害を及ぼすおそれのあるスポーツを行い又は行おうとする者。

- (11) 営利を目的として、会費、指導料等の料金を徴収して利用する者。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反し、スカイランド本来の利用を著しく妨げる行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。
- (13) 管理上必要な指示に従わない者。
- (14) その他管理上支障があると認める者。

3 所長は、特別警報、暴風警報、大雨警報、その他利用者の安全が確保できないと判断した場合、スカイランドを閉園し、利用の中止もしくは退去、または撤去を命ずることができる。

(確認書の譲渡禁止)

第8条 確認書の交付を受けた者は、これを他の者に譲渡することはできない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、第7条第2号に掲げる行為により、事務所又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用者の責務)

第10条 スカイランド(駐車場および駐輪場を含む。)の利用中に発生した事故及び傷害については、すべて利用者がその責めを負うものとする。

2 利用者は、スカイランドを常に清潔に保ち、互いに協力して秩序ある利用をするよう努めなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、スカイランドの管理運営に関し必要な事項は所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 従前の「鴻池スカイランド運営要綱」(平成20年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行日において、現に従前の「鴻池スカイランド運営要綱」(平成20年4月1日施行)により確認書の交付を受けているものは、この要綱により確認書の交付を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 元年 7月 1日から施行する。

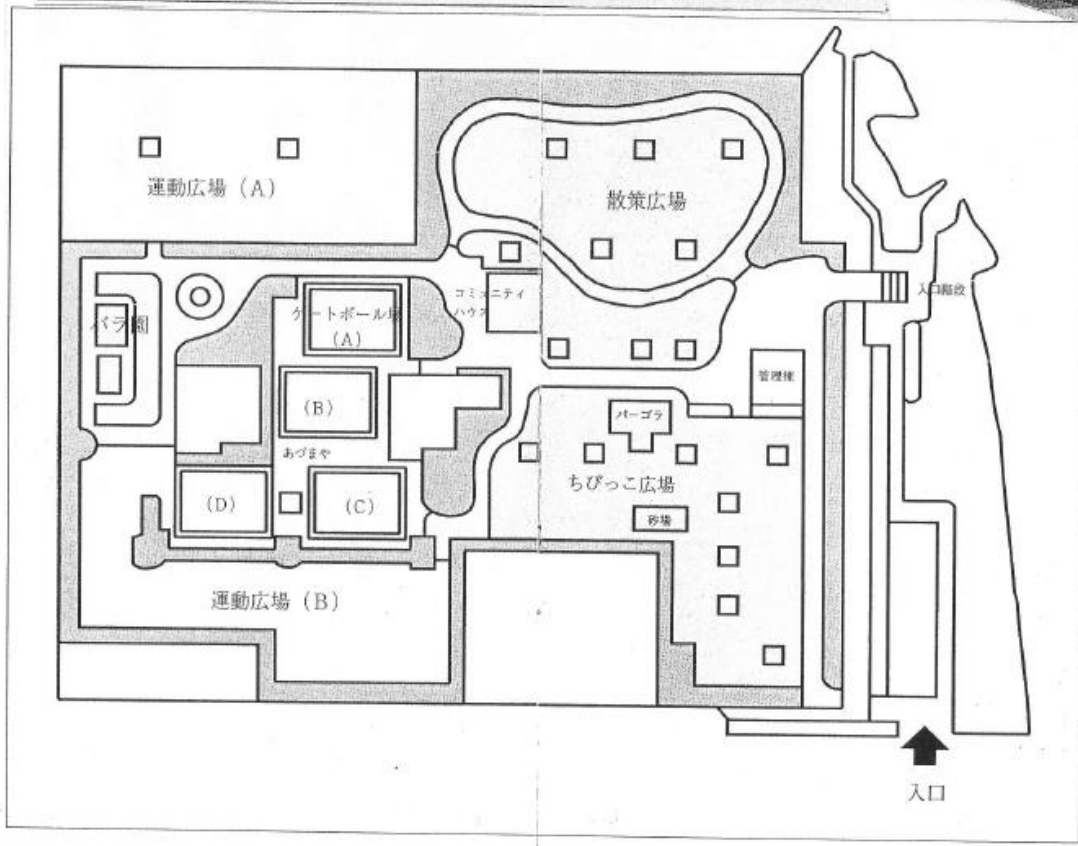
(経過措置)

第2条 この要綱の施行日において、現に従前の「鴻池スカイランド運営要綱」(平成25年

4月1日施行)により確認書の交付を受けているものは、この要綱により確認書の交付を受けたものとみなす。

(別図)

美しい緑と花に囲まれた公園
鴻池スカイランド



(様式1号)

鴻池スカイランド利用申込書

受付印

平成 年 月 日

No.

大阪府東部流域下水道事務所長 様

※申込者は、利用申し込み、利用受付確認書共、太枠内必要事項の記入をして下さい。

申込者	団体名		氏名	
	住所			
	電話番号			
使用日時	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分			
使用目的	のため		使用人数	人
使用施設	・運動広場 (A・B) ・ゲートボール場 (A・B・C・D)			
備考			取消	平成 年 月 日 () (受)

(様式2号)

鴻池スカイランド利用受付確認書

運営要綱等を順守することを条件に利用を受付けます。 平成 年 月 日

No.

大阪府東部流域下水道事務所長

申込者	団体名		氏名	
使用日時	平成 年 月 日 () 時 分～			時 分
使用目的	のため		使用人数	人
使用施設	・運動広場 (A・B) ・ゲートボール場 (A・B・C・D)			

※1 施設を利用する際、必ず本受付確認書を携帯して下さい。

※2 特別警報・暴風警報・竜巻注意情報・その他利用者の安全を確保できないと判断された場合は指示に従い退去して下さい。

※3 落雷・光化学スモッグ等については、利用者の自主責任において対応・退去して下さい。

(お問合せ先) 鴻池スカイランド管理事務所 (東大阪市北鴻池町1番18号鴻池水みらいセンター内スカイランド)